

# 柏市立田中北小学校PTA会則（案）

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は田中北小学校児童の保護者と本校教職員の会（略称 田中北小PTA（以下、本会とする））と称し、事務所を田中北小学校に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は児童の幸福と健全な成長をはかるために、保護者と本校教職員が協力し、学校・家庭・社会における教育条件の改善、充実につとめ、会員みずからの向上をめざし、相互の親睦をはかることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は任意的民主団体で、会の目的を達成するために次の方針を守る。

- （1）学級（学年）・地域での話し合いを盛んにし、会員相互の理解・親睦を深め、会員の創意を集めて活動する。
- （2）学校や学区内の教育環境の充実をはかる。
- （3）本会はその名において特定の政党・宗教に対し、これを支持しない。
- （4）学校教育について協力し、学校の管理・人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 本会の会員については、以下の様に定める。

- （1）本会の会員は田中北小学校児童の保護者、及び本校教職員をもって組織し、すべて平等の権利と義務をもつ。
- （2）本会へは自由意思で入会し、また退会することができる。入退会の意思の明示方法は細則第5条にて定める。
  1. 本会への入会希望者は、PTA入会同意確認書を提出することにより、入会することができる。
  2. 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。

## 第5章 経費

第5条 本会の活動に要する経費は、会費、協力金（田中北小学校児童の保護者のうち会員でない者が自由意思で支払うものをいう。）及びその他の収入をもってこれにあてる。会費及び協力金は一家庭月額150円、年額1,800円とする。

第6条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 本部役員・組織

第7条 本会は、次の本部役員と会計監査を置く。

### ① 本部役員

会長	1名
副会長	1名以上
書記	1名以上
会計	1名以上

(1) 本部役員の任期は、総会から次の総会までの1カ年とし、再任を妨げない。

### ② 会計監査

(1) 会計監査1名以上を置くこととし、会計監査は、他の役員が兼ねることはできない。

(2) 会計監査の任期は、総会から次の総会までの1カ年とし、再任を妨げない。

### ③ 顧問

(1) 顧問を置くことができる。顧問は、本部役員の経験者とし、本会運営の相談を行う。

## 第7章 本部役員・会計監査の選出

第8条 本会の本部役員及び会計監査の選出は、次の方法とする。

本会の本部役員及び会計監査は、本部役員による選考、または立候補により選出し、PTA運営委員会において承認した候補者につき、総会の承認を得て決定する。

## 第8章 本部役員・会計監査の任務

第9条 本部役員及び会計監査の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を処理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時にはこれを代行する。
- (3) 書記は総会、P T A運営委員会の議事を正確に記録し、各種会議の通知を発行する。
- (4) 会計は金銭の収支にあたり、それを記録し、監査を得た決算をP T A運営委員会並びに総会に報告する。
- (5) 会計監査は収支状況が適正であるか否か、年度末に会計を監査する。

## 第9章 委員の組織・活動・選出

第10条 本会は第2条の目的を達成するために次の部門を置く。

① **専門部** 文化部

- (1) 文化部は、北小まつりの実行委員として、その企画及び運営にあたりとともに、会員相互並びに地域間交流の場として、その任にあたる。
- (2) 文化部は、若干名とする。
- (3) 文化部長、文化副部長は文化部員より互選する。
- (4) 文化部の任期は、1カ年とする。

② **専門部** 広報部

- (1) 広報部は、会の目的を遂行するための意思表示の機関とし、会報等の発行を通じて会員の親睦と啓発をはかる。
- (2) 広報部は、若干名とする。
- (3) 広報部長、広報副部長は広報部員より互選する。
- (4) 広報部の任期は、1カ年とする。

③ **校外部** 少年補導委員

- (1) 少年補導委員は、市の要請により街頭補導に協力する。
- (2) 一般会員に公募して選出される。(市委嘱)
- (3) 少年補導委員の任期は、2カ年とする。

④ **校外部** 青少年相談員

- (1) 青少年相談員は、県・市の要請により各種行事の企画・運営を行う。
- (2) 一般会員に公募して選出される。(県委嘱)
- (3) 青少年相談員の任期は、3カ年とする。

## 第10章 会 議

第11条 会議は総会・PTA運営委員会・本部役員会・文化部会・広報部会とし、総会・PTA運営委員会・本部役員会は会長がこれを招集する。

第12条 総会については以下のように定める。

- (1) 構成 総会は、会員全てによって構成する。  
総会は、会員の3分の1の出席（委任状出席も含む）をもって成立する。
- (2) 役割 総会は、本会最高の議決機関である。
- (3) 内容 総会は、会則の変更、予算の審議、活動報告・決算の承認及び役員の承認など、会務の遂行上の重要事項につき審議する。
- (4) 開催 定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。但し、開催不能時等、事情により書面もしくは電磁的記録にて総会を開催することもある。
- (5) 議決 出席者の過半数の同意で決議する。

第13条 PTA運営委員会については以下のように定める。

- (1) 構成 PTA運営委員会は、本部役員・文化部長・文化副部長・広報部長・広報副部長・校長・教頭（事務局）ほか、必要と認めた委員をもって構成する。PTA運営委員会は、運営委員の3分の1以上の出席（代理を含む）をもって成立する（事情によりオンライン出席も可とする）。
- (2) 役割 PTA運営委員会は、本会最高の執行機関であり、また総会に次ぐ議決機関である。PTA運営委員は会員の代表として意見を出し、議決に参加する。
- (3) 内容 PTA運営委員会では、本部役員会からの報告及び提案された事項の審議・承認、各部の報告・提案・協議と承認、執行状況の確認、総会の議案の審議などを行う。
- (4) 開催 PTA運営委員会は、原則年3回とし、必要に応じて臨時PTA運営委員会を開くことができる。
- (5) 議決 出席者の過半数の同意で決議する。

第14条 本部役員会については以下のように定める。

- (1) 構成 本部役員会は、本会の本部役員と校長、教頭（事務局）をもって構成する。
- (2) 役割 本部役員会は、PTA活動について、総会・PTA運営委員会の議案を作成する。急を要する事項、その他必要な事項については、対応・処理を行い、PTA運営委員会で報告をする。

(3) 開催 本部役員会は、随時開くことができる。

第15条 各部会は、分掌事務及び活動内容を審議する。

第16条 会長は、PTA運営委員会の議決を得て、本会則の施行に関し必要な細則を決める事ができる。但し、次回総会において報告するものとする。

第17条 会則の変更は総会の決定によるものとする。但し、年度内に会則の変更を行う場合は臨時総会を開催するものとする。

#### 附則

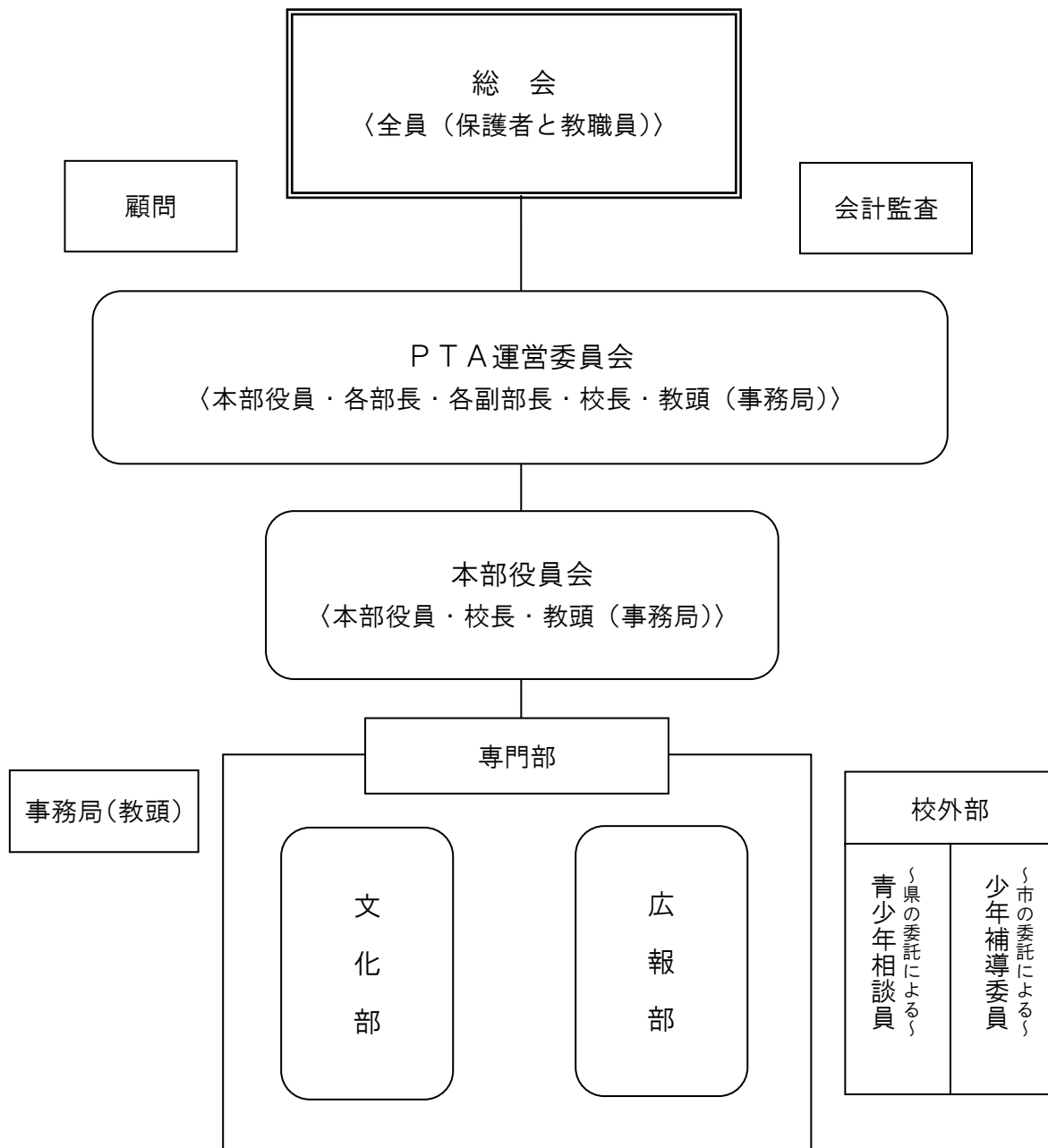
第18条 この会則は、2021年4月23日より施行する。

この会則は、2022年4月1日より改定施行する。

この会則は、2022年5月23日より改定施行する。

この会則は、2023年 月 日（第5条については同年4月1日）より改定施行する。（総会で承認された日付記入）

## 柏市立田中北小学校 P T A 組織図



## 柏市立田中北小学校P T A細則（案）

### 第1条 【慶弔に関する規定】

本会会則に基づき、慶弔規定を次のように定める。

1 会員、児童の部

香典

5,000円

2 その他

この規定により難しい場合は、P T A運営委員会の議決により施行するものとする。

### 第2条 【表彰に関する規定】

1 この規定は、会員を対象とする。

2 本部役員及び会計監査の退任と一般会員のP T A活動に特に功労のあった者に対して、記念品もしくは感謝状を贈ることができる。

3 この規定により難しい場合は、P T A運営委員会の議決により施行するものとする。

### 第3条 【P T A会費及び協力金の徴収方法及び返金の規定】

この規定は、P T A会則第5条に基づき、P T A会費及び協力金の集金について、次の事項を定める。

会費及び協力金の徴収業務については、会員又は協力金支払者の同意を得た上で、本会が柏市立田中北小学校に委託し行うものとする。徴収業務委託は本会会長と柏市立田中北小学校校長間で契約を結ぶ。

同意を得られなかった会員については「田中北小学校P T A宛」に会員が振り込むこととする。

1 会費は、1世帯につき1年間分を一括して集金する。

2 会員の世帯が兄弟姉妹で在学の場合は、一番下の学年の児童から集金する。

3 会員が入会・退会する場合は、当該月の月末時点での在籍で判断し、集金または返金する。

4 1から3までは、協力金についても同様とする。

### 第4条 【入退会に関する規定】

1 この規定は、柏市立田中北小学校P T Aの任意性を保ち、諸手続きを円滑に行えるようにすることを目的とし規定する。

- 2 次の者は、この会の入会資格を得る。
  - (1) 柏市立田中北小学校に在籍する児童の保護者
  - (2) 柏市立田中北小学校に勤務する教職員（県費負担）
- 3 P T Aは任意団体であるので、入会を強制しない。  
入会を希望する者は、P T A入会同意確認書に入会の意思を明示し、P T A会長もしくは事務局（教頭）へ提出する。児童が本校に在籍している限り、有効とする。
- 4 本会の退会は下記の通りとする。
  - (1) 〈自動退会〉子の卒業または転校、勤務校の異動により会員資格を失う者は会員資格の消滅をもって退会とする。退会届の提出は必要ない。
  - (2) 〈任意退会〉自由意思によって退会する者はP T A会長もしくは事務局（教頭）に退会届を提出する。

#### 第5条 【田中北小学校P T A個人情報保護規定】

- 1 （目的）  
柏市立田中北小学校 P T A が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、個人情報について会員の同意を得た上で会員名簿また、その他の個人情報データベースの取り扱いについて定めるものとする。
- 2 （責務）  
本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 3 （管理者）  
本会における個人情報データベースの管理者は、P T A 会長及び事務局（教頭）とする。
- 4 （取扱者）  
本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員、事務局（教頭）、各専門部役員とする。
- 5 （秘密保持義務）  
個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人上方をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 （収集方法）  
本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。



7 (利用)

取得した個人情報、次の目的のために利用する。

- (1)会費及び協力金の集金、管理、その他の文書の送付
- (2)会員名簿、本部役員名簿、会計監査名簿、専門部会名簿、顧問名簿、協力金  
支払者名簿、総会資料の作成
- (3)会員の表彰・慶弔
- (4)専門部活動で発行、配布する資料の作成
- (5)役員候補者選出
- (6)その他のPTA活動実施のため

8 (管理及び保管)

- (1)個人情報データベースは管理者が漏洩、紛失、またはき損防止その他の個人情報管理のために鍵の掛かるキャビネット等に保管するなど必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- (2)不要となった場合は管理者立会いのもとで取扱者が適切かつ速やかに廃棄するものとする。

附則

- 1. この細則は、2021年4月23日より施行する。
- 2. この細則は、2022年4月1日より改定施行する。  
【入退会に関する規定】についての記載を追加。  
【個人情報保護規定】についての記載を追加。
- 3. この細則は、2022年5月23日より改定施行する。  
【選考委員に関する規定】についての記載を削除。
- 4. この細則は、2023年 月 日より改定施行する。